

尼崎市防災リーダー育成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、兵庫県が行う「ひょうご防災リーダー講座」及び「地域版ひょうご防災リーダー講座」の受講に係る経費の一部を補助することにより、地域防災の担い手の育成を促進し、もって地域防災力の向上を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の補助対象)

第2条 この要綱による補助金は、本市に在住か在勤・在学の者で、兵庫県が行う「ひょうご防災リーダー講座」及び「地域版ひょうご防災リーダー講座」を受講する者に対し、必要な経費の一部を予算の範囲において補助するものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助する経費は、前条の講座の受講に要する費用として次に掲げるものとする。

- (1) 講座内において指定される教科書代
- (2) 講座内において実施される日本防災士機構が認定する防災士の資格取得試験を受験した場合の受験料
- (3) 前号の資格取得試験に合格した場合の日本防災士機構への登録料

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する経費の合計額を上限とする。ただし、補助対象者に対して交付する補助金の額は、当該年度の予算の範囲内において市長が決定する。

(交付の条件)

第5条 市長は、補助を行うときは、次の条件を付するものとする。

- (1) 申請者は、市内で行われる防災訓練に積極的に参加するものとする。
- (2) 申請者は、地域の防災活動及び啓発に努めるものとする。
- (3) 申請者は、日本防災士機構が実施する防災士資格取得試験を受講するものとする。
- (4) 申請者は、本市による「ひょうご防災特別推進員」の推薦を受けるものとし、本市から「ひょうご防災特別推進員」としての派遣要請を受けた場合は、真摯に対応するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、講座開始月末日までに、原則電子申請によって交付申請を行わなければならない。ただし、電子申請が容易でない者は、尼崎市防災リーダー育成事業補助金交付申請書（第1号様式）の提出により交付申請を行うもの

とする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をするものとする。

(交付決定の通知)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、尼崎市防災リーダー育成事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の審査の結果、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を補助金の申請者に通知するものとする。

(実績報告及び口座振替依頼)

第9条 申請者は、講座の受講修了後1か月以内に、原則電子申請によって実績報告及び口座振替依頼を行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めたときは、この限りでない。また、電子申請が容易でない者は、尼崎市防災リーダー育成事業補助金実績報告兼口座振替依頼書（第3号様式）の提出により実績報告及び口座振替依頼を行うものとする。

(補助額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告及び口座振替依頼を受けたときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定した後、補助金の交付を受けようとする者に尼崎市防災リーダー育成事業補助金交付確定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の通知を行った後、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他この要綱の規定に違反したとき。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成２６年８月１日から施行する。

この要綱は、平成３０年４月２７日から施行する。

この要綱は、令和３年６月２１日から施行する。

この要綱は、令和４年８月８日から施行する。

この要綱は、令和５年７月２１日から施行する。

この要綱は、令和７年７月１日から施行する。